

豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

豊中市 D V 対策基本計画

～ D V のない安心してらせるまちの実現をめざして～

平成 2 3 年(2011 年)3 月

豊 中 市

目 次

基本計画策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 豊中市の取組みと現状	1
(1) 本市のこれまでの取組み	
(2) DVに関する相談件数等	
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の推進	3

施策の基本的方向

1 DVを許さない社会づくり	4
2 安心して相談できる体制づくり	6
3 緊急時における安全の確保	8
4 自立支援の充実	9
5 関係機関・民間団体との連携・協力	11

資料

1 DV被害者支援フロー図	12
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	13

基本計画策定にあたって

1 策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV¹」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その多くの場合が、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、子どもが同居する家庭では、被害者だけでなく子どもの心身に深い傷を残すものでもあります。DV被害者の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

このようななか、平成13年(2001年)4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定されました。さらに、平成19年(2007年)7月には、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする2回目の法改正が行われ、平成20年(2008年)1月に施行されました。

本市では、これまでも豊中市男女共同参画計画に基づいてDV防止等の取組みをすすめてきましたが、さらに、施策を総合的に推進するため、配偶者暴力防止法に基づき、国の定めた「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案して、「豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「豊中市DV対策基本計画」という。）を策定し、DVのない安心して暮らせるまちの実現をめざします。

2 豊中市の取組みと現状

(1) 本市のこれまでの取組み

本市では、平成10年(1998年)3月、女性政策実施計画(第1次見直し)に「女性への暴力の根絶」を新たに盛り込み、女性に対する暴力防止の啓発の取組みをすすめました。

平成12年(2000年)には、11月に開設した「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」（以下「すてっぷ」という。）において、DVを含む女性相談を開始するとともに、同年12月、市内におけるDVの実態についての調査研究を行うため、「夫・パートナーからの女性に対する暴力調査」を実施しました。また、平成13年(2001年)3月には、諸機関との連携を図り、DVの防止からDV被害者の救済までの支援体制の整備に向けて取り組むため、庁内に「夫・恋人からの女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)防止対応関係課会議」を設置しました。

¹ DV(ドメスティック・バイオレンス): 配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人とのつき合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力があります。現在では、「DV」と略されることが多く、広く使われるようになってきていることから、この基本計画では、「配偶者等からの暴力」を「DV」と表記しています。

そして、平成15年(2003年)10月の「豊中市男女共同参画推進条例」の施行に伴って、平成16年(2004年)3月に策定した「豊中市男女共同参画計画」のなかで、DVの防止啓発・被害者支援など総合的に対策を講じるとともに、同年11月に、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体などで構成する「豊中市DV防止ネットワーク会議」(以下「DV防止ネットワーク会議」という。)を設置し、関係機関が相互に連携し、DVの防止及びDVの被害者の支援のあり方等について検討するための体制を整備しました。

その後、平成17年(2005年)5月に、DV被害者の保護を図るための民間シェルターに対する施設借上助成制度を設けるとともに、同年9月から、配偶者暴力防止法による一時保護が実施されるまでの間、必要な場合は宿泊費や交通費を助成する緊急支援実施制度を設けました。さらに、平成21年(2009年)8月には、定額給付金や子育て応援特別手当を受給できないDV被害者等のために、臨時生活支援金の給付事業を実施しました。

(2) DVに関する相談件数等

豊中市の相談件数

すてっぷ相談室が受けたここ5年間の相談件数は、平成17年度(2005年度)487件、平成18年度(2006年度)585件、平成19年度(2007年度)435件、平成20年度(2008年度)291件、平成21年度(2009年度)370件となっています。

大阪府の相談・一時保護件数

大阪府配偶者暴力相談支援センターが受けた相談件数は、平成17年度(2005年度)4,212件、平成18年度(2006年度)3,423件、平成19年度(2007年度)3,759件、平成20年度(2008年度)3,886件となっています。そして、大阪府女性相談センターでの配偶者等からの暴力に係る一時保護件数は、平成17年度(2005年度)300件、平成18年度(2006年度)279件、平成19年度(2007年度)343件、平成20年度(2008年度)401件、平成21年度(2009年度)423件となっています。

また、大阪府警察相談窓口に寄せられた相談件数は、平成17年(2005年)1,314件、平成18年(2006年)1,439件、平成19年(2007年)1,625件、平成20年(2008年)1,987件となっています。

(出典 大阪府調べ)

保護命令発令件数

大阪地方裁判所管内で発令された保護命令件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年(2001年)10月から平成22年(2010年)10月までに、2,059件と全国で最多となっています。

(出典 最高裁判所事務総局民事局)

3 計画の位置づけ

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく、豊中市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画」です。

また、豊中市男女共同参画推進条例第9条に基づく、「豊中市男女共同参画計画」と整合するものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度(2011年度)から28年度(2016年度)までの6年間とします。なお、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者のための保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の推進

この計画を推進するため、「DV防止ネットワーク会議」をはじめ、関係機関、民間団体等との連携・強化を図ります。

また、毎年度の推進状況等は、男女共同参画計画の進行管理と合わせて公表します。

施策の基本的方向

1 DVを許さない社会づくり

【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

平成20年(2008年)10月に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者暴力防止法の認知度について、「法律があることも、その内容も知っている」という人は12.2%で、約6割の人は「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」(63.9%)と答えています。「法律があることも、その内容も知らなかった」(22.3%)という人は、約2割となっており、その認知度は低い状況にあります。

また、平成22年(2010年)10月に本市が実施した「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)で、DVの被害経験について聞いたところ、「精神的暴力」、「身体的暴力」、「社会的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」のなかでも「身体的暴力」について「何度もあった(ある)」と「1、2度あった(ある)」を合計した『経験あり』と答えた人の割合は、女性で16.4%、男性で14.3%となっており、このうち「骨折したり、鼓膜がやぶれたりするほどの暴力をふるわれる」と答えた人は、女性で2.1%、男性で0.5%、「命の危険を感じるほどの暴行をされる」と答えた人は、女性で2.3%、男性で1.3%となっています。

配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待に当たることなど、DVについての正しい理解を広げていくことが大切です。

本市では、これまでもDVに関する啓発や相談窓口の周知に努めていますが、交際相手からの暴力についても顕在化しており、この問題を考える機会づくりや相談など、若年層に向けた取組みについても関係機関と協力しながらさらに推進する必要があります。

一方、DVの加害者を対象としたその更生のための施策は、DVの防止に向けて考えられる重要な施策の一つですが、国においても、現在のところ有効な対応が確立されていない状況となっています。今後も、国や大阪府などにおける調査研究についての情報収集に努める必要があります。

【今後の取組み】

市民等への普及啓発

市民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度、DVについての理解を深めることができるよう、また、DVに関する相談窓口の周知を図るため、市広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ・FMラジオなどの広報媒体の活用やポスター、リーフレット、カードなどの作成のほか、講座等の開催による普及啓発に努めます。

若年層への広報・啓発

交際相手などからの暴力(デートDV)の防止に資するため、中学校や高校、大学への若年層

向けニュースレター『相談室 M@il』の送付や「デートDVセミナー」の取組みを充実させるなど、引き続き、若年層への広報・啓発に努めます。

地域・事業者への啓発

出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会やPTA、保護者会、民間企業などへの広報・啓発に努めます。

暴力を予防・防止するための早期からの教育・啓発

学校や幼稚園、保育所における人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、発達段階に応じた男女平等教育教材なども活用していきます。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努めます。

情報のバリアフリー化

外国語リーフレットの作成や障害者施設へのリーフレットの設置等、幅広く情報が行き渡るよう情報のバリアフリー化に努めます。

配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知

医療関係者や福祉関係者等に対し、DV防止ネットワーク会議などを通して、配偶者暴力防止法に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつけます。

加害者更生プログラムを含む国・府等のDV対策に関する情報収集

加害者を対象としたその更生のための施策等、DVの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努めます。

2 安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

DV被害者には、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要ですが、被害者が孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合が少なくないとともに、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いといわれています。

本市のアンケート調査で、「DVの相談相手」について聞いたところ、DVの被害経験について「経験あり」と答えた人のうち、「相談しようと思わなかった」人は女性39.7%、男性57.9%と最も多い数値となっています。相談した人の相談先についてみると、「家族や親族」が女性21.1%、男性8.8%と最も多く、次に「友人・知人」が女性18.7%、男性6.3%となっています。「配偶者暴力相談支援センター」や「警察」、「公的機関の相談窓口、電話相談など」と答えた人は、女性でそれぞれ0.3%、1.3%、0.3%で、男性ではそれぞれ0.0%、0.0%、0.4%と低くなっています。また、「相談したかったが、しなかった」と答えた人は、女性6.8%、男性5.0%となっています。今後、市の相談窓口をはじめ、さまざまな相談窓口があることの周知度を高めることが課題といえます。

本市の女性のための相談窓口の一つである「すてっぷ相談室」は、DV被害者にも安心して相談していただける専門的な窓口として機能しており、他の機関からの引き継ぎ事例も増えて、「被害者を専門的相談窓口へつなぐ」という連携もすすんでいます。この「すてっぷ相談室」は、カウンセリングを通して、被害者の心の整理や自己決定力の回復を支援する心理的サポート機能の役割も担っています。

平成20年(2008年)1月の配偶者暴力防止法の改正法の施行で、市町村も配偶者暴力相談支援センター機能を果たすことが努力義務とされましたが、市の関係部署が連携するなかで、その機能の一層の充実を図る必要があります。なお、配偶者暴力相談支援センターの設置については、加害者が訪問することも想定して安全確保の対策を講じることや体制も含めた条件整備が、今後の課題となります。

【今後の取組み】

相談窓口の周知

「すてっぷ相談室」をはじめ、DV被害者が安心して相談できる大阪府の配偶者暴力相談支援センターや警察、近くの相談窓口を案内する内閣府の「DV相談ナビ」など、相談窓口の一層の周知を図ります。

障害者、高齢者、外国人への対応

被害者が、障害者、高齢者、外国人であることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努めます。

相談担当者等の資質の向上

DV相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等にかかる職員向けに、情

報提供や研修に取組みます。

職員の意識向上

DVの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、DVの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止など、さまざまな相談窓口や手続きにかかる職員を対象に職務に即した研修を実施します。また、関係実務担当者以外の職員へもDV研修をすすめていきます。

「配偶者暴力相談支援センター」機能について

さまざまな課題を抱えたDV被害者への支援に関する基本的な情報の提供や自立に向けた適切な支援を行うための関係機関等との連絡調整を行うなど、身近な相談窓口として継続的な支援に取り組んでいますが、必要な条件整備を図りながら、今後も機能の充実に努めます。

3 緊急時における安全の確保

【現状と課題】

相談対応のなかで、緊急の保護が必要とされるケースが増えてきています。緊急に保護を必要とする被害者や同伴する家族が一時保護されるまでの間、地域の社会資源を活用した避難場所の提供や、必要に応じた同行支援の実施などにより、安全に保護が受けられるようにすることが必要です。今後も、被害者が安全で安心して保護を受けられるよう、情報管理の徹底とともに、大阪府の女性相談センターや警察など、関係機関と連携を強化する必要があります。

【今後の取組み】

緊急時の対応

緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護に継ぎます。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用します。

状況に応じた対応

被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催するなど、適切な支援につなげます。

専門相談員(自立支援コーディネーター)の設置

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部署や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、DV被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備を図ります。

障害者、外国人への支援

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備を図ります。

緊急時の被害者支援に係る制度の充実

保護命令の申し立てや住民票の発行にかかる手数料等、手続きにかかる費用の助成等の支援方法について検討します。

4 自立支援の充実

【現状と課題】

被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えるとともに、さまざまな手続が精神的な負担となっています。そのため、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活の支援や就業の支援、住宅の確保に向けた支援、医療保険、年金の取り扱いなどについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を理解しながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携して自立支援に努める必要があります。

【今後の取組み】

ワンストップサービスの推進

複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する共通様式の作成や被害者の安全確保の観点から、庁内の窓口連携によるワンストップサービスを推進します。

住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限に関する情報の提供を行います。また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局での情報管理の徹底を行うため、関係部局との連携に努めます。

生活、就業、住宅などの支援

生活支援のためのさまざまな施策や窓口、手続きなどについての情報を提供します。また、就職活動を支援するため、すてっぷの就労支援コーナーや地域就労支援センター等と協力しながら、就労に必要な技術や資格取得の情報を提供します。さらに、住宅や医療保険、年金、子どもの保育、就学などの情報提供を行います。

ステップハウス

一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅(ステップハウス)について、民間団体との連携を含めて調査・検討を行います。

専門相談員(自立支援コーディネーター)の設置(再掲)

緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部署や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、DV被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備を図ります。

被害者の心のサポート

信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があります。被害者が身近な

場所でカウンセリング等心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に支援を行います。

障害者、外国人への支援(再掲)

被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備を図ります。

サポートグループへの支援

被害者同士が支えあうサポートグループの形成や活動の助言、場所の提供など、必要な支援に努めます。

子どものメンタルケア

子どもに対する継続的な心のケアが必要な場合、子育ての悩みや不安、心身の発達相談に係るこども家庭相談室や教育センターなどの相談窓口が、子どもが安心して生活できるよう支援を行います。

同伴家族への支援

被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図ります。

被害者の各種手続きにおける配慮

被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえないため、庁内の各種手続きにおいても担当者が異性では怯えて手続きが満足に行えない場合があるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行います。

5 関係機関・民間団体との連携・協力

【現状と課題】

本市では、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体などで構成するDV防止ネットワーク会議を設置し、DVの防止とDV被害者の支援のあり方を検討するなど、庁内外の連携を図っています。

今後も、DV被害者の保護と自立支援を円滑に行うため、本市や大阪府その他の関係機関などが、相談、保護、自立支援などで、相互に連携を図りながら協力することが必要です。

【今後の取組み】

DV防止ネットワーク会議の充実

顔の見える関係を大切にしながら、DV防止ネットワーク会議を一層充実させるため、構成団体等の課題に即した会議運営に努めるとともに、ケース検討会議を活性化させ、情報の共有と課題の解決に向けて取組みます。

被害者支援のための関係機関との連携

他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得た上で、自治体相互、あるいは大阪府の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効です。情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図ります。

大阪府・他市町村との連携

被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や同会議の北摂ブロック会議を通して、情報収集に努めるとともに、大阪府や他の市町村との連携強化を図ります。

民間団体との連携

被害者への支援は、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでおり、豊富な知識、経験などを有する民間団体と連携を図っていきます。